

県土第03-103号  
令和7年8月25日

各発注機関の長 様

県土整備部理事  
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

### 現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について（通知）

このことについては、平成19年5月11日付県土第03-39号「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」及び令和7年3月18日付県土第03-254号『「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」の一部改正について』などにより実施しているところですが、健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法が一部改正され、令和7年12月2日以降は健康保険被保険者証による雇用確認ができなくなることから、下記のとおり取り扱いを定めましたので通知します。

なお、この通知に伴い、平成19年5月11日付県土第03-39号、平成28年5月13日付事務連絡、令和4年11月22日付事務連絡及び令和7年3月18日付県土第03-254号は令和7年9月30日をもって廃止します。

### 記

#### 1 改正概要

健康保険被保険者証の新規発行が停止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、雇用状況を確認する書類から健康保険被保険者証を削除し、代わりに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を追加します。加えて、字句の修正等を行います。

#### 2 適用時期

令和7年10月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用します。なお、令和7年12月1日までに限り、発行済の健康保険被保険者証を雇用確認書類として用いることを可能とします。

#### 3 周知

別添「お知らせ」を事務所で掲示・配布等により入札参加者への周知をお願いします。

事務担当： 建設業課入札制度班  
電話 059-224-2723

## 現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について

監理技術者制度運用マニュアルにより、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者・主任技術者は、恒常的な雇用3ヶ月の確認が必要なため、三重県は以下の通りその運用方針を定め、雇用状況の確認をしますので、現場配置技術者に関する書類を提出する際に併せて提出（一部のものは提示）をお願いします。

### 対象工事について

三重県が発注する建設業法第26条第3項に基づく専任を要する建設工事

### 確認時期について

#### 一般競争入札（議会案件含む）等、事前に配置技術者氏名の提出を求める場合

落札候補者に対して、競争参加資格確認申請書の受付最終日以前3ヶ月以上の雇用を確認します。

#### 事前に配置技術者氏名の提出を求めない一般競争入札・指名競争入札・随意契約等の場合

契約業者に対して、契約日以前3ヶ月以上の雇用を確認します。

## 確認方法について

監理技術者資格者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しを配置予定技術者に関する書類を提出する際に併せて提出して下さい。

※ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等とは、技術者氏名と事業所名が明記され、雇用期間が確認できるもので次に挙げるものとします。

- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 個人事業者の事業主については、確定申告書

上記の書類で確認できない場合は次の**(1)～(3)全ての書類を提示**してください。

(1). 次のA～Cに挙げる書類1種類

- A. 確定申告書の表紙及び役員報酬明細（提出直前の税務署受理済みの原本）
- B. 市町が発行する所得証明書（提出直前のもの。写し可）及びそれに対応する源泉徴収票発行控え（原本）
- C. 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用・提出直前の原本）

(2) 賃金台帳若しくはそれに類する給与の支払いに関する書類又は所得税源泉徴収簿  
(3ヶ月分の原本)

(3) 出勤簿又はそれに類する勤務状況を管理する書類  
(3ヶ月分の原本)

- ※ (1) について法的な義務付けが無い場合、書類が全くないという方は、各発注機関にご相談ください。
- ※ (2) について最低賃金以下等、著しく賃金が低い場合は、雇用として認められない場合があります。
- ※ (3) について出勤日数が著しく少ない場合は、雇用として認められない場合があります。